

「亀山安濃線道路改良工事」に係る  
環境配慮検討書

平成 12 年 12 月  
三重県県土整備部

# 環境配慮検討書目次

1. 事業計画の名称、目次及び内容	1
(1) 名称	1
(2) 目的	1
(3) 事業主体	1
(4) 計画内容	1
① 計画地の位置	1
② 建物・施設等の概要	1
③ 土地利用計画	1
④ 用水の使用計画	1
⑤ エネルギーの使用計画	1
⑥ 雨水の排水計画	1
⑦ 汚水の排水計画	1
⑧ 工期	1
(5) 関連事業計画	1
(6) その他	1
2. 事業計画地及びその周辺の概況	2
(1) 環境の現況	2
① 気象	2
② 水象	2
③ 大気質等	2
④ 自然環境	2
(2) 社会条件の現況	4
① 交通の現況	4
② 土地利用の現況	4
③ 水域利用の現況	4
④ 生活関連施設の現況	4
(3) 関連法令等による地域の指定・規制状況	4
① 自然環境保全地域等の指定状況	4
② 土地利用の規制状況	4
3. 事業計画地の選定事由	5
4. 事業計画に対する環境配慮の内容	6
(1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮	6
① エネルギーの有効利用に努めること	6
② 資源の有効利用に努めること	6
③ 適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること	6
④ 廃棄物の適正処理に努めること	6
⑤ 周辺環境への負担の低減に努めること	6

(2) 人と自然が共にある環境保全への配慮	7
① 貴重・希少な野生動物等の生育・生息空間の確保に努めること	7
② 地形・地質等の改変の抑止に努めること	7
(3) やすらぎと潤いのある快適な環境の創造への配慮	8
① 現存する植生の保全と活用に努めること	8
② 緑化に努めること	8
③ 地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること	8
④ 親水空間等の整備・創出に努めること	8
⑤ 歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること	8
⑥ 電波障害・日照障害・風害の防止に努めること	8
(4) (1) から (3) の環境配慮の内容のまとめ	9
5. 巻末資料	10

# 1 事業計画の名称、目的及び内容

(1)名 称	一般県道 亀山安濃線 道路改良事業	
(2)目 的	<p>(一) 亀山安濃線は、亀山市と安濃町を結ぶ地域住民の生活道路として重要な路線である。しかし、計画地域は一部車両の通行不能区間を含み幅員が狭く、そのうえ近年この路線に近接して住宅団地（豊里ネオポリス）の開発が進み交通量が増加してきたため、車両の対向でたびたび渋滞となるうえ歩行者の安全性が損なわれてきており地域住民より全線二車線化の改良が望まれている。</p> <p>当該道路改良事業は上記の問題点を解決すべく、早急な整備を行うことで、安全性の高い道路整備の確保を目的としている。</p>	
(3)事業主体	県土整備部 道路整備課	
(4)計画内容	① 計画の位置（位置図を添付する。）・面積等	事業箇所：三重県津市高野尾町 事業延長：L=1.35km  なお当検討書の巻末に資料1-1（位置図）を添付する。
	② 建物・施設等の概要 〔用途・規模・面積・配置（配置図を添付する。）等〕	a. 道路規格：3種3級、2車線、延長 L=1.35km 道路幅 W=6.0(11.0)m（片側歩道付き） 設計速度 40km/h 資料1-2（平面）-3（横断図） b. 計画交通量：交通量 2,400台/日
	③ 土地利用計画	なし
	④ 用水の使用計画	なし
	⑤ エネルギーの使用計画	なし
	⑥ 雨水の排水計画	道路端部の側溝で集水し、現況流域に極力合わせ、河川・水路等の公共用水域へ排水する。
	⑦ 汚水の排水計画	施工時の泥水は、沈砂池等を設けるなど直接河川や水路に排水されないよう配慮する。
	⑧ 着工の予定時期	平成15年度予定
工 期 完工及び供用開始の予定時期	道路整備10箇年戦略により後期完成予定 (平成20年度供用)	
(5)関連事業計画	なし	
(6)その他	なし	

## 2 事業計画地及びその周辺の概況

### (1)環境の現況

①気象	<p>計画地最寄りの観測所における観測データは次のとおりである。</p> <p>a. 気温：平均気温16.5℃（津地方気象台、観測所：津 1999年）</p> <p>b. 降水量：1,609mm/年</p> <p>c. 最多風向 NW</p> <p>d. 最大瞬間風速：30.9 m、月平均最大風速：20.2 m</p> <p>なお、当計画書の巻末に資料2（気象データ）を添付する。</p>
②水象	<p>計画地周辺の河川分布等の状況は次のとおりである。（志登茂川）</p> <p>a. 河川分布：二級河川 志登茂川</p> <p>b. 河川水質：類型C、pH7.4、DO7.9、BOD4.4、SS10 （H11環境白書 平成10年度 今井橋（計画地点より5km下流）にて）</p>
③大気質等	<p>計画地最寄りの観測所における観測データは次のとおりである。</p> <p>a. 大気質：NO<sub>2</sub>:41.9、SO<sub>2</sub>:0.005、浮遊粒子物質:0.035 （H11環境白書 平成10年度 NO<sub>2</sub>は高野尾小学校、その他は津西が丘小学校にて測定）</p>
④自然環境	<p>a. 地形・地質</p> <p>(a)地形：津市の地形は主に台地・丘陵地と低地からなり、両者の面積はほぼ等しく、また、山地としては布引山地東端の長谷山（標高約321m）がある。 丘陵地は、志登茂川安濃川、岩田川によって河芸丘陵、見当山丘陵、長谷丘陵高塚丘陵の4つに、台地は大きく志登茂台地と久居台地の2箇所に分けられている。 当該道路は志登茂台地に計画され、当該台地は志登茂川の肥沃な土質のもと特に水田を中心とする農地に利用されている。</p> <p>(b)地質：計画地付近の地質は、更新世の低中位段丘堆積物として台地を形成している。具体的には礫を中心とした堆積物よりなるもので、良好な地盤を形成している。 なお、当計画書の巻末に資料3-1（地形分類図）-2（表層地質図）を添付する。</p> <p>b. 植物</p> <p>(a)植物：計画地域の主な植生は、計画地域のほとんどが田畑であることから、水田雑草群落、畑地雑草群落となっている。また、一部ではあるがアカマツ植林も存在する。 なお、文献調査では特に貴重な植物群落は見受けられない。</p>

c. 動物

(a)動物：津市の市街地を除く部分で、タヌキ、キツネ、アナグマの生息が確認されている。

志登茂川には、オイカワ、カワムツ、ギンブナ等の生息を確認。(H8現地調査)  
当該調査においてホトケドジョウが捕獲されたが、文献等によると本来の生息場所ではないようである。

貴重な動物としては、昆虫類で志登茂川を挟んだ山地～丘陵部一帯にハルゼミが生息する。文献調査では、その他貴重種等は見受けられない。

なお、当計画書の巻末に資料3-3(植生図)-4(ほ乳類状況図)-5(魚介類調査データ)及び資料3-6(貴重種分布図)を添付する。

d. 自然環境

(a)自然環境：河川を中心とした細長い田園風景が中心であるが、北側の丘陵部分を背景に良好な農園風景をなす。津市都市マスタープランにおいてもこの丘陵地の緑によるエッジラインを保全することとしている。

e. 史跡・名勝・天然記念物等

(a)史跡・名勝・天然記念物：特になし

(b)埋蔵文化財包蔵地：里城跡、中町B遺跡、石切山遺跡。

(詳細は今後協議予定)

f. 野外レクリエーション地等

(a)野外レクリエーション地：特になし

(2) 社会的条件の現況

<p>①交通の現況</p>	<p>a. 計画地周辺の主要道路網</p> <p>計画地は伊勢自動車道芸濃インターチェンジに近く、これに接続する主要地方道津関線は第1次緊急輸送道路でもあり国道1号と23号を結ぶ物流・生活に重要な路線で大型車交通量も多い。</p> <p>今回計画の路線は主要地方道津関線と交差する地域生活に重要な路線として位置づけられる。</p> <p>b. 主要道路の交通状況</p> <p>(a) 主要地方道 津関線 : 15,282台/日 (H9センサス: 芸濃町大字椋本)</p> <p>なお、巻末に資料4-1 (交通量位置図) -2 (H9センサスデータ) を添付する。</p>
<p>②土地利用の現況</p>	<p>計画地域では大半が農地であるが、豊里ネオポリス側取り付けに森林地域が一部、主要地方道津関線に沿って宅地が分布する。</p> <p>農業は主に田畑に利用される。</p> <p>なお、巻末に資料4-3 (土地利用基本計画図) を添付する。</p>
<p>③水域利用の現況</p>	<p>計画地域内では、志登茂川の水を主に農業用水に利用。</p>
<p>④生活関連施設の現況</p>	<p>生活関連施設の立地状況</p> <p>a. 学校施設: 高野尾町内に2箇所。(高野尾小学校、豊が丘小学校)</p> <p>b. 医療施設: 高野尾町内に3箇所。(高野尾クリニック、二神クリニック、豊里クリニック)</p> <p>c. 文化施設: 安楽寺、豊久寺、円光寺、円立寺、林昌院、西円寺、長泉寺、須賀神社</p> <p>d. その他</p>

(3) 関係法令等による地域の指定・規制状況

<p>①自然環境保全地域等の指定状況</p>	<p>指定なし。</p>
<p>②土地利用の規制現況</p>	<p>都市計画法: 用途地域指定なし。</p> <p>森林法: 森林地域(一部)。保安林の指定はなし。</p> <p>文化財保護法: 埋蔵文化財包蔵地(里城跡、中町B遺跡、石切山遺跡)。</p> <p>なお、巻末に資料5-1 (土地利用規制図) -2 (遺跡地図) を添付する。</p>

### 3 事業計画地の選定事由

当路線は、亀山市下之庄を起点、安濃町大字前野を終点とする地域住民の生活に重要な路線である。

しかし、現道は幅員狭小なうえ一部車両通行不可能の箇所を有し、近年の交通量増加の状況のもと、人家密集地内を通過する車両同士はもとより歩行者にも危険な道路となっており、地域より改善の要望がなされている状況である。

また、当該道路に接して住宅造成（豊里ネオポリス）が進みつつあり、今後ますます交通量が増大するとともに、改良の要望も大きくなっていくものと思われる。

上記に示されたように当事業は、地域住民の安全性と民政安定確保のために行うものである。

路線の選定にあたっては、現道拡幅案も検討したが、現道沿いに人家が密集し長期にわたる交通規制が地域住民の生活に多大な影響を与えると予想されることや、家屋移転補償費用が多額にかかると考えられることから、バイパス整備計画を主要案とする。

結果通過交通は人家密集地を通過することもなく、現況道路から計画バイパスに接続することから現況の生活道路としての機能は残されるとともに、地域の生活環境が大きく改変することはない。

また、斜面を切土する箇所においても地形の改変を極力少なくなるよう配慮する。

以上より、当路線のルート選定においては、環境の保全上障害の少ないルートと考える。



## 4 事業計画に対する環境配慮の内容

### (1) 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築への配慮

環境配慮事項	講じようとする環境配慮の内容又は方針
主な環境配慮の視点	
① エネルギーの有効利用に努めること  a 省エネルギー化 b 自然エネルギーの利用 c 未利用エネルギーの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネルギー型の工事機器を使用する等エネルギーの有効利用に努める。</li> </ul>
② 資源の有効利用に努めること  a 環境への負荷の少ない資材等の使用 b 再生資材の使用 c 間伐採の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>舗装路盤材や道路資材への再生資材の使用、間伐材の活用等に努める。</li> <li>工事段階において熱帯木材型枠の使用削減に努めるとともに、環境に負荷の少ない資材、再生資材等の使用に努める。</li> </ul>
③ 適正な水循環の確保及び適切な水利用に努めること  a 透水性舗装の実施 b 中水道・雨水利用施設の設置	なし
④ 廃棄物の適正処理に努めること  a 廃棄物の発生抑制・減量化 b 廃棄物のリサイクル c 廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画区間内で切盛土等の土工量バランスを取り、残土等の低減に努める。</li> <li>工事段階において、建設廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル及び適正な処理・処分に努める。</li> </ul>
⑤ 周辺環境への負荷の低減に努めること  a 大気汚染の防止 b 騒音・振動の防止 c 悪臭の防止 d 水質汚濁の防止 e 土壌汚染の防止 f 地盤沈下の防止 g 地球温暖化の防止 h オゾン層の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画段階において、路面排水が用水等に流入しないように、排水計画に十分配慮し、適切な排水施設の設置に努める。</li> <li>工事段階において、極力泥水の砂等を取り除き、その後、河川・水路へ排水し、水質汚濁の防止に努める。</li> <li>工事段階において、低公害型の重機を使用し、騒音、振動、粉塵等飛散の防止に努める。</li> </ul>

(2)人と自然が共にある環境の保全への配慮

環境配慮事項		講じようとする環境配慮の内容又は方針
主な環境配慮の視点		
① 貴重・希少な野生生物等の生育・生息空間の確保に努めること	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 野生生物の生育・生息環境に配慮した工事工程・工法等の採用</li> <li>b 野生動物の移動性の確保や落下死等の防止、光による野生動物への影響防止、代替生息地の確保など</li> <li>c 野生植物の移植・代替生育地の確保や伐開地等の林縁の復元など</li> <li>d 森林・里山等の樹林地及び海岸等の水際線や砂浜・礫浜など野生生物の生育・生息空間の確保</li> <li>e ビオトープや緑のネットワークなど野生生物の生育・生息空間の整備・創造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路線選定において、生物の生息空間確保等に配慮し山地部の大規模切土を避ける。</li> <li>・ 工事段階において、低公害型の重機を使用し、野生生物への影響防止に努める。</li> <li>・ 工事段階において、極力泥水の砂等を取り除きその後、河川・水路へ排水し、生物への影響防止に努める。</li> <li>・ 工事段階において、低公害型の重機を使用し、野生生物への影響防止に努める。</li> </ul>
② 地形・地質等の改変の抑止に努めること	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 自然に配慮した工法による水辺・河床や護岸等の改変</li> <li>b 山地地域にあっては、原生的な自然を有する地域の保全や特異な地形・地質等のすぐれた自然風景地の保全、溪流や湖沼の自然水際線の保全</li> <li>c 平地・丘陵地域にあっては、多様な生態系が保持されている湿地等の保全、湧水等の水源地域の保全、河川や湖沼の自然水際線の保全</li> <li>d 市街地地域にあっては、現存する樹林地の保全や自然水際線の保全</li> <li>e 沿岸地域にあっては、自然海岸の水際線の保全、自然海浜の保全、藻場・干潟の保全及び地域特性に応じた人工海浜や藻場・干潟の造成等の代償的な措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然地の改変を最小限にとどめるなど自然に配慮した工法の採用に努める。</li> <li>・ 計画区間内で切盛土等の土工量バランスが取れるよう努める。</li> <li>・ 丘陵地の緑のエッジラインを保全し景観を残すよう努める。</li> </ul>

(3) やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造への配慮

環境配慮事項	講じようとする環境配慮の内容又は方針
<p style="text-align: center;">主な環境配慮の視点</p>	
<p>① 現存する植生の保全と活用に努めること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模切土を極力避けるよう努める。</li> </ul>
<p>② 緑化に努めること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>a 現地木・地域の特性に配慮した樹種による緑化</p> <p>b 現地木・地域の特性に配慮した樹種による公園・緑地の整備</p> <p>c 周辺との連続性に配慮した緑地の配慮</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切土法面工においては植生工による緑化が行えるように配慮する。</li> </ul>
<p>③ 地域特性に応じ、周辺環境との調和に配慮した景観の形成に努めること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>a 良好な自然景観の保全・復元</p> <p>b 良好な道路・沿道景観等の保全・創出</p> <p>c 景観に配慮した建築物等の建設</p> <p>d 郷土景観との調和</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイパス区間においては、極力集落地を回避した路線選定を行っている。</li> <li>・ 丘陵地の緑のエッジラインを保全し、景観を残すよう努める。</li> </ul>
<p>④ 親水空間等の整備・創出に努めること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>a 自然に配慮した身近な水辺の親水空間の整備・創出</p> <p>b ため池・ダム湖周辺における親水空間の整備・創出</p> <p>c 海岸・湾岸等における親水空間の整備・創出</p> </div>	<p>なし</p>
<p>⑤ 歴史的・文化的環境の保全と活用に努めること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>a 埋蔵文化財の保全</p> <p>b 歴史・文化の薫るまちなみ等の保全・整備</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本路線計画区域には里遺跡、中町B遺跡、石切山遺跡がある。</li> <li>・ 工事を実施する前に埋蔵文化財の調査を行う。</li> </ul>
<p>⑥ 電波障害・日照傷害・風害の防止に努めること</p>	<p>なし</p>

(4) (1)から(3)の環境配慮内容のまとめ

(まとめ)

事業計画に対しては、次の配慮を行うところである。

- ① 整備後の景観形成及び周辺自然環境との調和を図るため、法面工においては極力緑化に努める。
- ② 大規模な切り土を避けるよう努める。
- ③ 地域の動植物の生態系への影響をなるべくなくすよう努める。
- ④ 埋蔵文化財の事前調査を徹底し文化財保護に努める。

このような配慮を行うことにより、事業実施に伴う環境への影響を出来る限り低減するものである。